

## 平成27年度第6回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第2部会摘録

日 時：平成27年10月7日（水）午後3時00分～午後4時00分

場 所：井門明治安田生命ビル2階 保健福祉局会議室

出席者：渡邊部会長，齋藤委員，添田委員，松尾委員

事務局：久世監査適正給付推進課長，谷口係長，羽田

長寿福祉課：山田生きがい支援係長，橋本

児童家庭課：浅堀健全育成係長，相川

議 事 指定候補者の選定方法及び審査基準について

(1) 京都市太秦老人いこいの家及び太秦児童館（合築）

(2) 京都市児童館（非公募：3施設）

（勸修，修学院，安井）

久世課長

ただ今から，保健福祉局指定管理者選定委員会第2部会を開催する。委員には，多忙にも関わらず，出席いただき，御礼申し上げます。

本日，委員に審議いただく議事は，指定候補者の選定方法及び審査基準である。

今回対象となる施設は，児童福祉施設と高齢者福祉施設の合築施設である「太秦老人いこいの家及び太秦児童館」と，非公募となっている「京都市勸修児童館」，「京都市修学院児童館」，「京都市安井児童館」である。

なお，本日の委員会については，京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開での審議とさせていただき，事前に広報発表も行っている。

また，京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項により，「部会は，これを構成する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されているが，本日4名の委員の方に出席いただいております。会議が成立することを報告する。

それでは，これからの議事進行は渡邊部会長にお願いする。

○ 本日は多忙の中，当委員会に出席賜り，御礼申し上げます。限られた時間の中ではあるが，忌憚ない意見等をいただければと思う。

それでは，議事に入る。

初めに，児童福祉施設と高齢者福祉施設の合築施設である「太秦老人いこいの家及び太秦児童館」の募集要項に係る審議に移らせてもらう。

こちらは，児童家庭課及び長寿福祉課が所管する施設の募集要項に係る審議である。

それでは初めに募集要項のうち保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明願う。

久世課長 (案件説明)

- 引き続き、施設所管課である長寿福祉課並びに児童家庭課から説明願う。

山田係長 (案件説明)  
(長寿福祉課)

浅堀係長 (案件説明)  
(児童家庭課)

- それでは、ただ今の説明について質問・意見等があれば願うする。
- 老人いこいの家は何歳から利用対象となるのか。

山田係長 65歳以上が利用対象である。

- 資料5ページ「8 京都市老人いこいの家の業務の概要及び運営に係る基本事項」の(1)について、「京都市老人いこいの家条例」2条に掲げる事業とはどのような事業か。

山田係長 内容としては、高齢者の生きがい作りに関する取組や講習の実施、介護予防への取組の実施などである。

- 介護予防とはどのような取組か。

山田係長 来所された利用者が、自由に囲碁や将棋をしていただく場の提供や、指定管理者が定期的に行う事業や講習に参加していただく取組等である。

- 事業者によって個々に異なるということか。

山田係長 そうである。

- 福祉サービスはデイサービスや介護サービス等、高齢者に対して様々なサービスを提供しているが、この事業もその一環か。

それとも、まったく別の系統に属する事業か。

山田係長           これは「介護予防」の分野であり、介護サービスが必要な状態にならないように、元気で生きがいを持って暮らせるように支援する事業を想定している。

○                   この事業の利用については有料か。

山田係長           施設の利用は、無料である。ただし、講習への参加等に関して、参加費等の実費負担はある。

○                   5 ページ「7 施設の概要」(4)に記載されている「平成26年度利用者数」は延べ数か。

山田係長           そうである。

○                   実数としての利用者数は、2桁程度(100人未満)か。

山田係長           詳しい数字は分かりかねる。

○                   それについては、私も気になって計算していた所である。利用計画から考えると年間約300日の開所なので、単純計算で1日24人程度ある。ただ、単純計算なので実際はもう少し多いと思うが。

○                   それに関して、私が言いたいのは、この事業自体の対象者が何人程度で、それに対する費用対効果が取れているのかという点である。何となく続けてしまっているように思える。どこかで見直しを行う必要があると感じた。

ただ、7 ページ「11 指定期間」に記載があるように、プランの見直しが予定されているので、これ以上は言及しない。

○                   「8 京都市老人いきいの家の業務の概要及び運営に係る基本事項」の(4)で「適切な職員体制」とあるが具体的には何人か。

山田係長           基本的に、1日1名だが、状況によっては2名以上配置することもある。

○                   高齢福祉の部分と児童福祉の部分について、それぞれ採点することのだが、競合した際に、一方は高齢福祉分野では他方に勝

るが、児童福祉部門については劣るような場合、どう優劣を決めるのか。

浅堀係長 両部門の得点を加算した合計得点の高さで判断する。

- 審査項目30, 31においてマニュアルの整備について言及されているが市として雛形のようなものを定めているのか。

山田係長 特には定めていない。

- 利用料収入について、増収が見込まれているが、これは確実か。

浅堀係長 利用料収入について、前提として利用料単価については、世帯の所得税や収入によって変動するので予想が難しい部分がある。しかし、登録児童数に関して、法改正により従来は小学校3年生までであった利用対象年齢が、平成27年度から小学校6年生までに拡大されたことにより確実に増加する見込みである。

- 増加に伴い、施設の面積基準は不足しないか。

浅堀係長 問題ない。

- 申請書類の児童館分野における審査項目24「人材育成への貢献」について、案では受入元と人数しか例示されていないが、ここに受入日数、または期間も例示して記載していただくように出来ないか。理由としては、1日だけ受け入れる場合と長い期間受け入れる場合を比べた際は、同じ受入人数であっても差があるからだ。

浅堀係長 了解した。反映したいと思う。

- その他、特に意見がないようであれば採決に入る。  
この案件について承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

- それでは、所管課においては、本部会の審議結果を十分に踏まえ、公募するようお願いする。

- それでは、引き続き、非公募となっている「京都市勸修児童館」、  
「京都市修学院児童館」、「京都市安井児童館」の3施設であるが、  
こちらは、児童家庭課が所管する施設の募集要項に係る審議である。  
それでは、事務局から説明願う。

久世課長 事務局及び所管課からの説明は、先ほどの「老人いこいの家及び児童館」と同様の部分は省略し、異なる部分のみ説明を行う。

(案件説明)

浅堀係長 (案件説明)

- それでは、ただ今の児童家庭課の説明について質問・意見等があればお願いします。

- 現在の運営団体は全て委員会のようなのだが、この団体に法的根拠はあるか。

浅堀係長 全て任意団体で法的根拠は無い。

- この団体は地縁の関係者が集まった団体か。

浅堀係長 そうである。

- 設立時から非公募なのか。

浅堀係長 そうである。厳密に言えば、指定管理制度導入時から非公募である。

- 20年や30年運営して、委員長も交代していると思う。長い間、同じ団体が運営することが、良いのか悪いのか書面の採点だけでは判断できない。

浅堀係長 書面をベースに審査するので一定仕方の無い部分はある。

- もっと踏み込んで審査するべきだと思う。これら非公募団体の緊張感やモチベーションの向上について、市はどのように働き掛けているか。

浅堀係長 数年前から審査方法を変更している。以前は市が先に点数を付けて指定管理者選定委員にその採点案を見てもらっていたが、現在は指定管理者選定委員に直接採点してもらうようになっている。この変更によって運営団体の緊張感やモチベーションが変わったように感じている。

○ 了解した。これら団体の審査については、第三者評価や監査の観点を持って採点しようと思う。

○ 審査項目31の施設毎のマニュアルについて標準的な参考様式はあるか。

浅堀係長 児童館での対応として、市が参考に示した資料はあるが、共通の様式ではないため、原則は施設毎に考えて定めていただいている。

○ そういったマニュアルは閲覧できるのか。

○ それについては、添付書類として事務局に提出され、保管されているので、事務局に伝えれば閲覧できるようになっている。

○ 実習生の受入れについて、地域が主体となった運営団体だと難しいか。

浅堀係長 運営主体というよりも立地条件などの方が、実習生の受入れに影響を与えているように思う。

○ 非公募施設の選定において、いわゆる「足切り」のような最低基準点はあるのか。

久世課長 最低基準点は60点である。

○ 60点を下回れば、市から厳しい指導が行われるということか。

浅堀係長 そもそも60点以下になると指定管理者に選定されない。日々の市による指導については、随時、必要な指導を行っている。また、他の児童館と事業内容に差が出ないように、一定の事業を実施した際は補助金を加算するなどの措置を取って、これら団体のモチベーションの向上に努めている。

- これら団体についても、「太秦老人いこいの家及び児童館」と同様に審査項目24「人材育成への貢献」について実習生の受入期間について例示してほしい。

浅堀係長 了解した。

- では、この案件について、他に意見がないようであれば、承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

- それでは、所管課においては、本部会の審議結果を十分に踏まえ、公募するようお願いする。

久世課長 本日の審議内容を踏まえて、募集要項等を作成し、「京都市太秦老人いこいの家及び児童館」の公募と、非公募施設である「勸修児童館」、「修学院児童館」、「安井児童館」の3施設の応募を実施する。

また、団体から申請書類の提出後、こちらで書類を整理した上で、委員に審査書類を案内するので、協力をお願いする。

それでは、第2部会を終了する。

午後4時00分 終了